

福井地方裁判所民事部 御中

令和4年(ヨ)第15号

関西電力株式会社・高浜原子力発電所1～4号機運転差止め仮処分命令申立事件

債権者 中島哲演外1名

債務者 関西電力株式会社

### 準備書面9

—債務者主張書面(7)ないし(8)への簡潔な反論

令和5年1月30日

債権者ら 代理人弁護士 笠原 一浩

**第1 本件原発において避難がほぼ不可能であることは、実質的に当事者間で争いがないこと(債務者主張書面(7)への反論)**

#### 1 はじめに

債務者主張書面(7)のうち、「第1 はじめに」の部分は、要するに第5層は運転差止の要件ではないというものであり、これは、憲法をはじめ、原子力規制委員会設置法、原子炉等規制法など、法令の文言・趣旨に反する独自の見解に過ぎない。裁判例においても、避難の困難性等を理由に住民側の運転差し止め請求を認めた事例は東海第2原発に関する水戸地裁判決、泊原発に関する札幌地裁判決など既に複数存在する。(詳細は債権者主張書面8までで述べた通り)

また、住民側の請求を棄却した事案においても、(事実認定の可否はとも

かく) その多くは、当該事案においては(本件原発と異なり)避難が可能であることを理由にしており、避難の可否自体を検討せずに請求を棄却した事例は少ない。なお付言すると、第4層までのレベルにおいても債務者は、基準地震動の策定などで、建築の分野において一般的に採用されている科学的知見を採用しておらず(債権者準備書面8の第2、甲72・73など)、地震等によって債権者らの人格権が侵害される蓋然性はきわめて高い。

## 2 債務者も、避難が困難であること自体は、もはや争いようがないこと

債務者は主張書面(7)の第2～第5の約30pにおいて、緊急時対応に関する十分な取り組みをしているかのように述べている。

しかしながら、そのような取り組みが功を奏するのであれば、「第6」の「債権者らの主張に対する反論」においても、債権者が準備書面7で行ったように、十分に数値的な根拠を示して反論できるはずである。ところが、その分量はわずか2p弱に過ぎず、何ら数値的根拠が示されていない。「避難や一時移転の対象区域はUPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定されている」(36p)「UPZ圏内の住民は一斉に避難するのではなく」(37p)という、現実には起こりえない非現実的な想定が示されるのみである。仮に風速が秒速3m程度であったとしても、放射性物質は1時間もあれば10キロ以上飛散する。数時間もあればUPZ圏内の大半に飛散することになるのである。現実には、UPZ圏内の住民は、債権者らが準備書面7で述べたように、それまでに避難しようと必死に努力するであろう。

にもかかわらず、「当該区域の住民は、1週間程度内に一時移転することになっている(37p)」などということを実際に政府が強制すれば、それは憲法13条(個人の尊厳)、22条(居住、移転の自由)、25条(生存権)の

侵害となる。実際には、せいぜい（ほぼ守られない）勧告しか出しえないであろう。

乙201をはじめ、債務者が提出した各種証拠も、本件原発が過酷事故を起こした際の避難がいかに困難で過酷であるかを如実に示しているのである。

### 3 債務者提出証拠が示す避難の困難性

- (1) まず、債務者主張書面（7）においては、「高浜地域」という用語が用いられているが、これは高浜町と同義語ではない。同書面17p2行目で定義されているように、これは高浜発電所から概ね半径30km内の地方公共団体である。乙201の7pによれば、この地域の人口は167,751人にのぼる。これは、高浜町の人口10,429人（同）の約16倍にも及ぶ。
- (2) しかも、乙201の74pによれば、高浜町やおおい町、小浜市（債権者中畷が居住）、若狭町の避難先は、敦賀市、鯖江市、越前市などである。この方向には、債務者が運営する美浜原発がある。本件原発が大規模地震で過酷事故に見舞われるような事態であれば、当然、大飯原発や美浜原発も同様の事態に陥る。つまり債権者中畷らは、同様に過酷事故に陥っているであろう、債務者の他の原発の方向への避難を余儀なくされるのである。
- (3) また、乙201pの40pには、放射線防護施設での屋内退避ということも書かれている。しかし、放射線防護施設とは要するに、壁の気密性向上、窓枠補強などによって「気密性」を高めた施設のことである（甲74）。しかも、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない（乙201の96p）。要するに、新型コロナウイルス

ルスが感染しやすい状態である「三密」を作り出すことになるのである。乙201の40pに記載された施設の一つである大浦会館（舞鶴市）は、収容可能者数が60人と比較的小人数の施設であるが、一方で床面積も合計344㎡にすぎず、仮に各部屋の人口密度（人数÷床面積）を均一にするなら、もっとも面積の広い会議室（ただし173㎡で、1件の家の敷地面積程度）には30人（以上）もの避難者が一部屋で暮らし続けることになる（甲75<sup>1</sup>）。これでは、いかに「感染対策を実施」（乙201の96p）しても、実効性のあるものにはなりようがない。しかも、放射性防護施設の収容人数は最大でも約3,486人（乙201の40p）であるから、UPZ人口の約2%しか利用できない。残り98%（感染症を懸念して利用を回避する人を考慮に入ればそれより多い）のUPZ内住民は、過酷で困難な避難を余儀なくされるのである。

（4）乙208（危うく「甲208」と誤記するところであった）は原子力防災訓練の実施成果報告書である。同報告書の特に30pは、いかに過酷事故下の避難が不可能に近いかを赤裸々に示している。

なるほど、「バス避難時に、運転手が道を間違えたなど、運転手への避難経路等の情報伝達・共有が不十分であった。特に、県外については、道順や施設の入り口等がわかりにくかった」という点については、情報提供や表示の明確化によって改善できるかもしれない。しかし、「実際の災害時には、より多くの車両が避難対象となるため、渋滞が懸念される」という問題は、もはや対策の取りようがない。しかも、原発が

---

<sup>1</sup> <https://www.city.maizuru.kyoto.jp/0000005550.html>

過酷事故を起こすとは、大地震が到来しているということであり、道路も各地で寸断されている可能性が極めて高いのである。

このほか、「高齢者が比較的多いこともあり、検査会場前での乗降としたが進入路での離合ができないことから、車両誘導が複雑となった」

(同34p) というのも重要な指摘である。とりわけ認知症の高齢者の避難は、容易に対策の取りえない極めて困難な課題である。福島第一原発事故における双葉病院事件を改めて想起されたい。

#### 4 小括

このように、債務者提出証拠も、本件原発の過酷事故時に準備書面7で述べたような事態が起こることを明瞭に示している。

債務者は主張書面(7)において、債務者らが避難のため最善の努力を尽くしていると主張するのかもしれない。しかし本申立ては、債務者に対する損害賠償請求ではないのだから、債務者の故意過失の有無は問題ではない(なお原子力損害においては原賠法の規定により、電力事業者は無過失責任を負う)。たとえ債務者らが「努力」したとしても、避難が不可能ないし著しく困難で、債権者ら(とりわけ債権者中寫)に人格権侵害の危険がある限り、仮処分は認められるべきなのである。

またこのことは、使用済み核燃料の処理(債務者主張書面(6))についても妥当する。

### 第2 債務者主張書面(8)について

#### 1 安全余裕(p18まで)

公知の事実として、本件原発の基準地震動は改訂を経ている。債務者のホ

ームページによれば（甲76）、「高浜発電所については平成27年2月12日に、美浜発電所については平成28年10月5日に、大飯発電所については平成29年5月24日に許可をいただきました。」とある。これによって、本件原発の基準地震動は550ガルから700ガルとなった。しかしながら、債務者はこれに伴い、安全性を強化するためどのような工事をしたというのか、主張もしていなければ証拠も提出していない。しかも、本件原発は、日々刻々と老朽化を続けている。

そうすると、結局のところ、安全余裕は日々少なくなっていると評価するしかなく、債務者主張書面（8）は何ら、債権者の主張への反論となっているものではない。この論点に関しては債務者は、そもそも「努力」すらしたかどうか不明と言わざるを得ない。

## 2 老朽化問題（p19から）

（1）まず時系列として、本件各事象が起こった日付を確認しよう。

以下は、債務者の主張書面（8）の19p以下による。

- ①高浜3号機の第23回定期検査（2018年8月3日から）
- ②高浜4号機の第22回定期検査（2019年9月18日から）
- ③高浜3号機の第24回定期検査（2020年1月6日から）
- ④高浜4号機の第23回定期検査（2020年10月7日から）
- ⑤高浜3号機の第25回定期検査（2022年3月1日から）
- ⑥高浜4号機の第24回定期検査（2022年6月8日から）

（2）まず、債務者もp21で自認する通り、事象①で異物混入によって減肉が起こったと判断され、その後も「対策」を取ったはずであるにもかかわらず、さらに事象②で同様の異物混入による減肉が起こった。

のみならず、同じ3号機においてすら、事象③で再び異物混入による減肉が起こった。債務者のいう「原因究明と対策」とは、分かりやすく言えば、「ドラえもん」の「のび太君」が0点を取って母親から叱られ、今度はちゃんと勉強すると言いつつも再び0点を取ったというのと同レベルのものでしかない。

(3) 同様に、債務者もp 21で自認する通り、事象④でスケールによって減肉が起こったと判断され、その後も「対策」を取ったはずであるにもかかわらず、さらに事象⑤で同様のスケールによる減肉が起こった。のみならず、同じ4号機においてすら、事象⑥で再びスケールによる減肉が起こった。

(4) なお、言うまでもないが、債権者らが非難しているのは栓をしたこと（債務者主張書面（8）24-25p）それ自体ではなく、栓をした程度の弥縫策で、再発を防止するに足る対策を取ることなく、再び原発を稼働させたことである。

(5) 事象①から事象⑥までの間隔は約46カ月であり、平均して9カ月強（最大でも17カ月程度）の間隔で同種事象が起こっている。事象⑥から現在まで既に8カ月近くが経過しており、いつ同種事象が生じてもおかしくない。債務者は主張書面（8）の27pにおいて、乙227の1の27-28pの一部のみを引用しているが、原子力規制庁の高須統括監視指導官すら、28pから29pにかけてこう述べていることを改めて想起されたい。

「異物のときもそうですけど、ある程度、伝熱管の振れ幅が決まっているので貫通には至らない、これも理解はできます、メカニズム的に。

一方で、Aのようにスケールがずっと当たり続けるような、ああいっただ形状でずっと伝熱管にずっと当たり続ける形状にはならないんだというご説明ならそうでいいんですけど、それは多分否定できないのではないかなと思ってまして、そうなったときに稠密度が、どれぐらいのものが何時間やればこうなるんだという考察はあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか」（28 p）

「今言われたやつをきちっとご説明いただかないと、我々、やはり次、これが本当に対策はできました、でも、スケールが出てくることは否定できません、そのスケールが悪化する可能性はどこまで悪化するんでしょうかというところが多分一つの大きな論点だと思うんです。そういうふうにお互いが振れるんで、その摩耗量がそこまで行かないんですという、その口頭の御説明いただいても、これはなかなか私としては納得いかないかなと思ってますので、そこはしっかりご説明していただく必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。」（29 p）

これに対し債務者の丹羽リーダーは「承知いたしました。報告書に記載することといたします。」と答えたが、債務者はその「報告書」を証拠提出することすらしていない。そしてその後、事象⑤や事象⑥が発生した。また、乙227は事象④の4カ月後に作成されたものであるが、事象⑥から8カ月を経た今日になってもなお、債務者は、乙227に相当する、事象⑥の検討結果を示す資料を証拠提出していない。

上記の事実関係においては、伝熱管の破断は、むしろ、切迫した危



険と言わざるを得ない。

### 第3 訂正

#### 1 債権者準備書面7

なお、債権者準備書面7の19pイ(ア)の

「本件原発の30キロメートル圏内の人口は13万9662人であるが、圏内の対象市町村に登録されているバスの台数は936台である(甲168の68頁参照。)」は

「本件原発の30キロメートル圏内の人口は約18万人であるが、圏内の対象市町村に登録されているバスの台数は936台である(上岡直美「原発避難計画の検証」の68頁参照。)」に訂正する。

#### 2 債権者準備書面8

また、債権者準備書面8の下から4行目の

「いついかなる場合においても例外的に成立することが」を

「いついかなる場合においても例外なく成立することが」に訂正する。

### 第4 最後に

本申立の審理においては、チェルノブイリ原発事故や福島第一原発事故の教訓を改めて想起されたい。

1 『チェルノブイリ原発事故がもたらしたこれだけの人体被害—科学的データは何を示している』(核戦争阻止国際医師会議ドイツ支部、2012年、合同出版)より

リグビダートル(ロシア語で「後始末をする人」の意味)の9割以上(74万人)が健康を損ね、2005年までに112000人から125000人が死亡している。

「原子放射線の影響に関する国連科学委員会」によれば、チェルノブイリ地域では12000人から83000人の先天性奇形を持つ子どもが生まれ、世界全体で約30000人から207000人の遺伝学的障害を持つ子どもが生まれている。第一世代に発病する障害は、全発病数のわずか10%と考えられる〔残りの90%はそれ以降の世代で発症する〕。

## 2 福島第一原発事故

(1) 2016年6月、『NO NUKES VOICE』より

「2013年秋のこと。娘に『お母さん、来年の春には、お母さんもお婆ちゃんになるよ!』と言われ、私は喜びました。しかし、妊娠10週未満で、娘は中絶することになりました。10週未満では、死産の記録にも残りません。・・・娘の周りには『私も中絶した』と話す人が余りにも多かった。1年間で8人も確認した。その中の一人が、一昨年の夏に6カ月で中絶していて、その子の片足、片腕はなく、残っていた足の指は3本しかなかった。』

また、この事実を福島県外で語ったKさんは、周囲からの非難に耐えられず、一時期、引きこもり状態になられたという。

(2) 『終わりなき危機』(2015年、ブックマン社から発刊)

同書を監修したヘレン・カルディコットさん(三児を育てた母親でもある医師、医学博士)は次のように警告した。「原発事故による放射能汚染と放射能降下物が長期的で深刻な医学的影響をもたらすのは、放出された放射性元素が数百年から数千年にわたって食物連鎖で濃縮され続け、がんや白血病、遺伝的疾患の蔓延を引き起こすからだ。そうした兆候はすでに、鳥類や昆虫に現れている。繁殖が非常に速いこうした種は、多くの世代を通じて放射能による変異を比較的短い時間で観察出来るからだ。先駆的研究により、チェルノブイリと

福島の立ち入り禁止区域で、鳥類の腫瘍、白内障、遺伝子変異、不妊、脳の萎縮が高確率で発生していることが明らかになった。動物に起こり得ることは人間にも起こる。」と。

### 3 そして、本件原発

高浜原発4機が1年間そろって稼働した場合、その使用済み核燃料の中に、控えめに試算しても、広島型原爆3000発分の死の灰(高レベル放射性廃棄物)と長崎型原爆の材料となったプルトニウム100発分が新たに生成・蓄積される—この客観的・具体的な事実は、断じて「抽象的・潜在的な危険性」に止まらないでしょう。そのことを赤裸々に具体化・顕在化したのが、チェルノブイリ原発事故と福島第一原発事故です。しかも、内閣府の「高浜地域と美浜地域の原子力防災について」(2021年3月)によると、想定事故時の環境放射能の汚染度が平常値の10000倍( $500\mu\text{Sv/h}=4380\text{mSv/年}$ )に達してようやく、UPZ(原発から30km圏内)の住民の避難が開始されることになっています。なお、同計画によっても、平常値の10倍を超えれば、飲食物の摂取制限の検討が開始されます。

以 上